平成２５年（フ）第４７８号
鹿児島県鹿児島市上本町３番11号　第二福永ビル202号
債務者　住友　和美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
宮城県遠田郡美里町青生字水越12番地３
債務者　沼下　克紀
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
宮城県大崎市田尻八幡字鍛治町79番地４
債務者　手嶋　智恵（旧姓進東）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
宮城県大崎市古川宮内字高畑41番地５　レクサスＡ棟102号
債務者　中西　美雪（旧姓白岩）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
兵庫県伊丹市池尻６丁目88番地　野村文化205号
債務者　福井　信生
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２号
熊本市北区楡木２丁目11番79―205号　松岡ハイツ、前住所熊本市北区楠２丁目７番３―72号　楠団地１Ｃ―３
債務者　藤野　春美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３９号
青森県上北郡東北町字上笹橋22番地８　コーポクボタ１号
債務者　長嶺　正彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
富山市堀川小泉町822番地20　エスケーハイツ104号
債務者　五艘　　裕
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
富山県中新川郡立山町米沢32番地　上米沢町営住宅１―101
債務者　澤安　良太
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
高知県宿毛市幸町６番54号
債務者　上田　愛子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第７６１号
熊本市東区沼山津１丁目３番１号　サンセール健軍東202号室、前住所熊本県水俣市浜町３丁目７番12号
債務者　溝口やよい
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市干尽町５番地
債務者　綾部せつ代
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目10番地８レオネクストサンリバーⅡ―102
債務者　小山利絵子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２０８号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目５番地16スターハイツ横須賀中央604
債務者　櫻田　利也
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目42番地みよしビル301
債務者　臼井　亮一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２５４号
青森市八重田１丁目６番１号　はまなす荘２―22
債務者　長利ちえみ
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
青森市金沢２丁目23番８号　シティインかなざわ202号
債務者　角井　亜古
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係